

令和4年度第1回文化財調査会 議事録概要

1 日時 令和4年7月26日(火) 14:00

2 場所 鈴鹿市役所 12階会議室

3 出席者

(文化財調査会委員) 衣斐弘行(会長) 笥 真理子 岸田早苗 小谷成子
菅原洋一 鈴木えりも 瀧川和也 諸戸 靖
采畢真澄 河原徳子 渡邊潤子

(事務局) 文化スポーツ部長 北川 肇
文化財課長 山田昭弘
文化財課文化財GL 中尾 文
文化財G 土屋潤一郎 加藤 誠
代田美里 田中里美
発掘調査GL 常山隆宏
発掘調査G 田部剛士

4 欠席委員 小澤 毅 鳥丸 猛 塚本 明 山口泰弘

5 議事

(1) 令和4年度の事業計画について

①文化財関係

・主な事業計画 (別紙1)

・金生水沼沢植物群落保護増殖事業 (別紙2)

②発掘調査関係 (別紙3)

(2) 調査報告について

・樹木調査 (別紙4)

(3) 鈴鹿市文化財保存活用地域計画について (別紙5)

(4) 伊奈富神社庭園保存活用計画について (別紙6)

(5) 指定文化財その他について

・無形民俗文化財について (別紙7)

・包蔵地の譲渡の方針について (別紙8)

6 その他

(1) 伊勢型紙型地紙調査事業について (別紙9)

(2) 白子中町幕等の修理について (別紙10)

(3) コロナ禍における伝統行事等の支援について (別紙11)

(4) 教倫堂跡の現状変更について (別紙12)

7 傍聴人 1名

8 内容

課 長：鈴鹿市文化財保護条例施行規則第9条の6第2項の規定により委員の半数以上に出席いただいたので、本調査会が成立することを確認し、令和4年度第1回文化財調査会を始めさせていただきます。

部 長：（挨拶）本日は、限られた時間だが、十分にご審議いただくことをお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

課 長：委員の交代について

（事務局説明）

（委員ご挨拶，退席）

（部長退席）

（会長挨拶）

課 長：資料確認。それでは、議事に移る。鈴鹿市文化財保護条例 施行規則第9条の6第3項により、会長に議長をお願いする。

議 長：会議の公開について、事務局から何かあるか。

事務局：鈴鹿市情報公開条例 第37条の規定により、会議は公開が原則。同条例第37条第1項第2号には、「会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合」非公開とすることができるとある。事項5の（5）指定文化財その他については、事項内容からこちらに該当するため、協議いただきたい。傍聴人は1名。議事録は、要約記録として公開。

会 長：事項5（5）は非公開とする。

< 5（1）令和4年度の事業計画について ①文化財関係（別紙1，2） >

事務局：大黒屋光太夫記念館企画展は、3月18日～7月19日まで「光太夫の里がえり」をテーマとして展示を行った。現在入替を行い、7月22日～「知っておどろき！大黒屋光太夫」をテーマとした夏の企画展を開催中。今後、11月，1月にも企画展を実施予定。

金生水沼沢植物群落観察会は、年5回のうち3回実施。今後は9月10日と11月5日を開催予定。

伊勢型紙資料館は、新蔵で6月23日～9月12日まで「型紙の中の海」の企画展を開催。9月中旬～12月上旬も企画展を開催予定。8月27日，28日に、伊勢型紙技術会保存会主催の企画展があるが、昨年度同様に、新型コロナウイルス感染予防の観点から、規模を縮小して実施。児童へのチラシ配布や夏休み中の彫刻体験等は自粛し、会員が作成した復刻作品の展示替えを行う。

伊奈富神社庭園の保存修理・保存事業は、今年で8年目となり、事業としては最終年度となる。第15回伊奈富神社庭園保存修理調査委員会は8月下旬、第16回の委員会は12月上旬の開催予定。委員会は、保存事業終了後の管理の在り方を示す保存管理方針の検討を行う。最終年度として完成に向けて行う。

1月中旬は、文化財防火関係で、防火訓練・防火査察を予定。

3月初旬は、第2回目の文化財調査会の開催予定。

北勢4市の文化財協議会は、令和2年度からコロナで開催中止している。亀山市主催の開催だが、開催の有無は現時点で未定。日程が分かり次第お伝えする。

金生水沼沢植物群保護増殖事業は、第1回観察会は、5月28日に、第2回は6月25日に、第3回は7月23日に開催し、サギソウが咲く時期は毎年人気のため、昨年同様参加枠を2回に分けて開催。今後の観察会も、新型コロナウイルス感染症予防対策を徹底し、実施を行い、観察会に合わせて除草作業も行っていく。

< 5 (1) 令和4年度の事業計画について ②発掘調査関係(別紙3) >

事務局：発掘調査グループの令和4年度7月時点での事業内容について報告する。発掘調査について、遺跡内で、開発行為に先立ち実施する緊急発掘調査は現在4件が確定。

緊急調査としては、国・県から補助金を得て実施する調査として、国分町の狐塚遺跡にて、4月に個人住宅建設に伴う発掘調査を実施。既に現地作業は終了済。また木田町に所在する磐城山遺跡第16次調査は、農地改良に先立つ発掘調査で現在継続中。民間受託事業(事業者が調査費用を負担する事業)としては、十宮古里遺跡の第7次調査がある。こちらは宅地造成に先立つ調査で、約1,960㎡と規模が大きい。また、建売住宅建設に先立ち、門山遺跡第4次調査も開始した所。なお、道路や公共施設等の公共事業に際して実施する調査は、現時点での計画はない。

保存を目的として実施する学術調査については、今年度に2件を予定。1件目は、国分町に所在する富士山1号墳の調査で、昨年度、葺石^{ふきいし}や埴輪^{はにわ}を持つことが確認されたとともに、造出^{つくりだし}と呼ばれる、祭祀の場が確認された。今年度は、その造出部分の拡張と、後円部の規模確定を目指して、発掘調査を予定。将来的には、市の史跡指定を視野に入れて進める。2件目は伊勢国府跡の調査で、調査次数は今回で42件。

令和2年度から、政庁の北側に広がる区画の内部のあり方を把握するため調査している。調査に際しては、2月頃に指導会議を開催し、本調査会の小澤委員をはじめとした学識経験者の皆様からご指導をいただく予定。範囲確認調査等について、開発工事に伴い、遺構・遺物の埋蔵状態を確認する範囲確認調査につきましては11件、工事時の立会い調査につきましては11件を実施済。例年通りのペースで対応している状況。

次に、遺物整理等について、過去の調査成果の整理作業として実施する事業を報告する。発掘調査の報告書として、今年度は、『磐城山遺跡 第13・13-2次調査報告書』を刊行予定。また、『須賀遺跡 第8・9次』も刊行。このほか、今年度実施の伊勢国府跡調査は『伊勢国府跡25』で、昨年度実施の小規模調査の成果については、例年どおり『鈴鹿市考古博物館年報』第24号にて、報告の予定。遺物整理事業としては、今年度実施する発掘調査の出土品の整理に加え、令和2年に実施した高井遺跡 第3次の整理を実施。また平成30年度に大下遺跡にて出土した木製品6点の保存処理と土器の実測図作成、132点を行う。

活用事業について、本年度の新規事業として、稲生地区での活用事業を立ち上げた。事業内容としては、全国的にも極めて稀な、大下遺跡出土の木樋のレプリカを作成し、その紹介パンフレットと併せて、シンポジウムを開催するというものが第1点目。2点目は、埋蔵文化財のアーカイブページを、考古博物館のホームページ上に新たにつくるというもの。先のパンフレット等に加え、稲生地区の遺跡に標柱を立て、そこにQRコード等で紐づけることを考えている。例年、地域のまちづくり協議会が実施している、地域の歴史巡り等に活用してもらえることを想定している。なお、作成したレプリカ、パンフレット、アーカイブページ等はいずれも、稲生小学校をはじめとした、学校教育の現場へ、教材として利用することを考えている。今後、似た事業を各地域にあわせて展開していく予定。

公開普及活動として、ツイッターやフェイスブック等のSNSを用いた「発掘調査ニュース」の発信を随時行う。また、考古博物館の特別展示室において速報展「発掘された鈴鹿」を実施。令和4年3月20日から6月19日にかけては「発掘された鈴鹿2021」を実施し、1,386名の来場を得た。令和5年3月20日からは、「発掘された鈴鹿2022」を開催予定。なお、「2021」の関連事業であったスライド説明会は、5月17日（25名）と6月28日（36名）に2年ぶりに対面で開催することができた。また、昨年度も実施したが、生の発掘現場を味わっていた

だくために富士山1号墳の現地公開を、11月ごろに行う予定。なお、事業主体は名勝の所有者は伊奈富神社で、これまで8年間かけて、保存修理してきた「庭園」について、修復が終了した記念報告会を10月2日に御計画されている。これは、鈴鹿市も後援という形で補助させていただく。あわせて、その保存修理事業の最終報告書の作成と神社庭園の『保存活用計画』の作成についても市としてお手伝いしている。なお、計画については、後ほど先生方に検討いただきたい。

< 5 (2) 調査報告について 樹木調査 (別紙4) >

事務局：診断書に沿って説明。まずは長太の大楠について、令和4年3月24日に行い、主に地上部の状態を診断して頂いた。生育環境は孤立木で風当たりは強く日照は良好。腐朽状態は主幹、枝ともにあり。令和2年9月4日に落雷を受けており、ここ樹皮の亀裂、剥離が確認されているが、全容はまだ明らかになっていない。令和3年8月下旬から9月にかけて、落葉があり、落雷の被害の一部と考えられるが、恐らく根への被害の表れと見受けられ、今後の推移に注意が必要。昨年より少し葉のつき方が少なくなっている。根元に亀裂が入っており、このような亀裂は今後増えていくことが予想される。根への通電の可能性も高まった。対策としては、樹勢回復計画に沿って土壌改良を行うこと。新たに見つかっている亀裂の位置や大きさを確認して被害の実態をより詳しく確認すること。新たに見つかった問題に対して速やかに対処することが必要になるだろう。落雷の被害は数年かけて実態がわかることが多く、特に大クスのような巨樹に関しては、その様子が見えにくいため、今後推移を注視する必要がある。

京新田のキリシマについて、生育環境は庭で生育は良好、腐朽状態は主幹、枝ともにあり、病虫害もある。太根は朝根で細根は不良、根腐れは太根細根ともにある。状況としては、枝枯れが進行している緩やかになり、前回よりも葉の長が多く、色も良い部分が出始めている。施肥、防除作業が行われている。しかし、全体的に衰弱している状態であり、土壌改良も根腐れがあり、十分にではない。また、南側にあるシラカシの根が入り込んでおり、対策が必要。対策としては、施肥管理と防除作業の効果が出てきている部分があり、状況を見守ること、シラカシの伐採等の処置が必要。

西の城戸のヒイラギについて、庭に生育しており、日照は良好。腐朽状態は主幹に大中小で中程度。虫の食害もある。現況としては、生

育している南側が建物に接しており、車道側に大きくはみだしている。致命的ではないが根元に腐朽が見受けられる。また、刈りこみ剪定がされており、枝葉が混んでおり、風通しは悪く、建物側は枝枯れが大きく発生している。ヒイラギ類は新芽をハマキ虫に食害されることが多く、稀に多くなると樹勢に影響があるので、見ておく必要がある。根元の腐朽は元々あった本体が枯死したことでできた開口部にあり、現時点では大きな問題はないが将来的に倒木の原因となることから注意が必要。大きな枝枯があるが枝が過密になったことによる日照不足や枝同士の競合による影響と思われる。出来るだけ定期的な剪定などの管理が望まれる。対策としては剪定を実施し日当たり、風通しを良くすること。新芽に時期にハマキムシに対して防除を行うこと。

会 長：生育環境は現時点で良好ということか。

事務局：現時点ではなんとかもっている。

会 長：大楠は、過去何度か落雷があったが樹木医の先生からそれについての意見はなかったか。

事務局：今回の令和2年9月4日の落雷が大きく影響しているのではないかと考えられる。

会 長：キシマは昔と比べると小さくなっている。やはり横の木も影響しているかもしれない。

事務局：環境も変わってきたりしていることもある。

<（3）鈴鹿市文化財保存活用地域計画について（別紙5）>

事務局：地域計画の中間報告書を事前に送付している。令和2年度から4年計画で作成しており、今年で3年目。残り半年で内容をきちんと整えて、来年4月にパブリックコメントを実施し、来年12月に国の認定を受けたいと思っている。現時点であらけずりな状態であるが、まだ修正可能のためご意見いただきたい。

内容は、マスタープランとアクションプランを兼ね備えた計画。何年かに一度、内容を更新していく形となる。そもそものはじまりは、平成31年度に文化財保護法が改訂された際に、地方自治体が文化財の保存活用に関する計画を策定し、国が認定していくということを制度化された。こちらについては、どの地方自治体も作成しなければならないというわけではないが、国の認定をうけた計画によって保存活用の方向性を示している自治体と、特に示さずに国に都度申請する自治体とでは、補助金支援の有無に関わってくることも分かっていたため、

この制度ができた際に、鈴鹿市としても参加していこうとなった。

今回は詳細を割愛させていただくが、先生がお気付きになられた点について、ご意見をいただきたい。本日の会でご意見いただいて、もう一度修正を行い、今年の冬に修正版の中間報告書をご覧いただき、来年3月に調査会の時には、認定をいただいた状態で、パブリックコメントをする流れとしたい。

会 長：もう少し時間をいただきたい。

事務局：ご意見まとめていただいた方からメールをお送りいただきたい。地域計画は調査会からの承認が必要だが、協議会も実施予定でそちらはもう少し詳細の内容をお渡しして協議する予定だが、8月上旬までにご協力いただきたい。

会 長：欠席の委員から連絡はあったか。

事務局：現時点ではない。

会 長：もう少し時間をいただくことはいいか。

事務局：この地域計画はこの調査会からの承認をいただくことが大切だが、調査会の下に意見聴取の会として協議会を開いている。協議会は年2回で、来月8月22日に開催する前にご意見を反映したく、8月上旬までにご協力いただきたい。

委 員：見きれていない。前回から進捗したところや特に意見が必要なところがわかればわかりやすい。赤字か下線など示してほしい。

事務局：全体で100頁ある。特に確認いただきたい頁は、第1章p.1の地域計画作成の背景と目的、第4章の鈴鹿市の歴史文化の特徴、第6章の保存活用の基本方針、第7章の保存活用に関する措置を重点的に見ていただきたい。ご意見いただきたいのは、鈴鹿市が保存活用計画を立てる上で、鈴鹿市として目指している方針としている部分についても特にご意見いただき、修正したい。

会 長：特に見ていただきたい内容について、各先生宛に、いつまでに意見をいただきたい旨の資料を添えて、欠席委員も含め、送付が必要。

委 員：細かいところはチェックする必要はないと思う。大筋の部分や構成について、意見を出しやすいような提示方法としていただきたい。また、概要版のような資料で構わないので、市民が読んでわかるような資料をつくるようなつもりで提示いただけるといいかと思う。

委 員：終わりの方の事業計画はどの程度具体性のある計画が必要なのか。第7章。

事務局：第7章はかなり細かく明示していく必要がある。誰がどのお金を使って、いつからいつまでというところまで明確に記載する必要がある。

また明示した計画のとおり必ず実施する必要がある。文化庁の担当からは、文化財課が今やっている事業を中心に書き、明らかに難しいものは書かないよう言われている。今やっている事業を膨らませ進めていく。

委員：サーキットだけじゃない、歴史文化の鈴鹿で、指定、未指定の洗い出しをし、4つのストーリーを作成していると拝見した。第2章と第4章が結構重複している。近代だけでひとつにしたほうがいいのか。p. 58の歴史文化の要素について、近代がほとんど入っていないのはなぜか。また、それを基にストーリーを作成している p. 62 について、3つに分けてなくても1つでもいいのではないか。特徴がわかりづらくなるため、敢えて分ける必要はないのではないか。第7章 p. 106 の財源がハイフンになっている部分はどうするのか。また、措置のところに、現状やっている仕事プラス α で結構量が多いかと思うが、せっかく洗い出したストーリーや文化財群がここにどのように反映されるのか。新しく調査した結果が反映されていないのは勿体ない。p. 113 の関連文化財の活用に、せっかく調査したものを活用できるように作っていただくといいのではないか。最後に文化財のリストを別にするとかしないとか、是非、未指定の文化財のリストとして残したほうがいいのではないか。

事務局：関連文化財群に対する保存活用の措置について、p. 106 には敢えていれておらず、第5章の関連文化財群にそれぞれいれていこうかなと考えている。ただ、例えば、p. 94 伊勢型紙についても、まだまだ内容が洗練されていない部分がある。保存の方針については、市役所の他部局や市内の別の団体である観光協会等とも連携し、関連文化財群との活用・措置についても、こういう方法があるなどについてご意見いただきたい。未指定文化財リストの公開については課内で何度も協議しており、文化財の安全を考え、情報を削った状態で載せることも検討したが、未指定文化財リストは、現在は公開しないこととするとしている。一方で、未指定文化財リストとは別に「すずか遺産」というリストを作成し、公開していく方向で検討している。

会長：今述べたことを整理した上で、文書として出していただきたい。

事務局：一週間後を締切りとして文書を出すということでどうか。その後いただいたご意見を反映させていただく。

委員：歴史的部分が重複しすぎている。p. 79 ロシアからの大黒屋光太夫のところ、その後色々な文化人としての記述について、「少なくなりません→ありません」。具体的なことも書いたほうが、興味や発展性が持てる

ような内容にするのはどうか。まちかど美術館・博物館とかも把握できるものもあってもいいのではないか。

また、井上靖先生が小説にしたことについても記載してはどうか。型紙の写真ではなく、本来の着物の写真を入れてほしい。人間が着て写真を載せたり等、型紙や反物より、着物で見せた写真のほうがいい。バッグとか小物もいれた方が広がるのではないか。ランプシェード等発展性が生まれる。また、鈴鹿墨はいれなくてもいいのか。黒色だけではない。また、未指定文化財リストの公開・非公開について、木を指定にすると、枝が伸びてきてすぐに剪定したかったが、手続きに時間がかかった。こんなのだったら指定にしなければよかったという声があった。所有者の扱いについてはとても問題がある。

事務局：1,800件くらいの未指定文化財あがってきている。アンケートの結果の内ほとんどは文化財課で把握しているものであったが、一部、把握していないものもあった。それについては調査の上、まとめる。把握については今度も引き続き行う。大黒屋、型紙にについて、固い文章ではなく、視野を広げた記載方法として検討する。

<（４）伊奈富神社庭園保存活用計画について（別紙６）>

事務局：まず経緯として、整備の終了報告作成し、事業完了予定。その中の保存活用の「方針」を作る予定であったが、きちんと作り上げていたので、急遽、県から文化財保護法上の「保存活用計画」に変更の打診を受けた。所有者と協議し、第２期工事もしていきたい意向をお持ちのため、『計画』としての作成を目指すこととした。最終的には、R5上半期に県の保護審に申請し、承認のスケジュール。R4.10の県保護審にも諮問することになりそうで、県もはじめての事例でスケジュールが不明。

実際の中身について、保存修理事業報告書（案）を参照ください。計画書の構成については、保存修理事業の終了報告書の附編として入れることで、県から指導を受けている。そのため、変則的な章立てとなっている。第１章から第６章まで、委員会で承認いただいております、今回委員の先生のご指導いただきたいのは、第７章以降で、第７章・第８章についてご意見いただきたい。第９章は県と文化財課で作成。第１０章は所有者の意向が大きく反映される部分となる。

第７章の活用の方法について、取り組みや体制の作り方について記載したので、ご意見いただきたい。第８章の運営と体制の整備について

は、所有者は伊奈富神社であり、鈴鹿市としては今管理団体にはなっていない。その中でどのように運営していけばよいか、取り組み方や体制の作り方についてご意見いただき、８月末までにまとめたい。今日以後は、年内までなら多少の手直し可能なので、発掘調査Ｇまでいただきたい。

委員：第５章の主語がわからない。誰が何を行うのかがわからない。主体をはっきりして明記しないとあやふやになる。

事務局：記述の方法を改める。

会長：七島池を実際に見ていただければと思う。神社もこれで終了と思っていない。第２期工事も意欲的。市も今後も継続して手助けするようにすること。また今回述べたことを文書で送れるか。

事務局：欠席委員の先生も含め改めて文書を送付する。

（傍聴人退室）

<（５）指定文化財その他について 無形民俗文化財について（別紙７）>

<（５）指定文化財その他について 包蔵地の譲渡の方針について（別紙８）>

（傍聴人入室）

< ６ その他 （１）伊勢型紙型地紙調査事業について（別紙９）>

事務局：伝統的な伊勢型紙の彫刻技術が重要無形文化財として指定を受けている。彫刻技術を保持する団体として、市内に伊勢型紙技術保存会がある。文化財課は保存会の事務局という立場で後継者養成に向けて、毎年事業を行っている。国の補助金、県の補助金、市の補助金を受けながら、運営を行っている。最近長く続けてきた後継者養成事業で養成してきた方々が、技術を身に付けてきており、会員への昇格が見込まれてきている。その一方で、型地紙の問題が近年浮上してきた。

今までは、地元の型地紙製造業者さんから購入していたが、その型地紙が重要無形文化財の彫刻技術にはそぐわなくなってきた問題点がある。型地紙というのはそもそも染めるための型紙を彫るためのものであって、染色までできないといけないものだが、染色用型紙として需要が低下している中で、一方でインテリアとして活用されることが多くなってきており、染色用型紙ではなくて別の用途でも型地紙が使われるようになってきている。多用途へ対応していくとともに、品質

が変わってきてしまったと言われている。そのため、既製品の型地紙では対応しきれていないということが新たにわかってきた。型地紙は、6, 7枚重ねて彫っているが、既製品では対応しきれないことも増えてきたため、数年前からは、自分たちで特注品を作るべく、保存会で原材料である和紙の調達を産地まで出向いて発注している。保存会で漉いてもらった特注品の和紙を、地元の業者さんに持って行って加工のみ対応してもらって型地紙を作成してもらい、品質向上に向けた取り組みをしている。型地紙を生産している業者が市内で1件しかない状態についても、文化庁からも大分ご心配をいただいている。

この度、型地紙調査事業を、文化庁から委託を受けて保存会、事務局である鈴鹿市がサポートするということが急遽決まり、今年度の6月から実施することとなった。内容は型地紙の品質向上を目指しており、原紙（和紙）の紙漉き職人、地元の型地紙の加工者、柿渋の生産者、保存会の会員（彫刻者）、染色者、材質の分析者、事務局、県、国、保存会の会員で委員会を組織して、3カ年計画で型地紙の調査研究を行っていく。型地紙比較実験等を通して、理想の型地紙を見つける。

< 6 その他 （2）白子中町幕等の修理について（別紙10） >

事務局：4月に昨年度修復した幕のお披露目を行った。本来は有形の文化財については、相談があった時には調査会の先生と一緒に行かせていただき、仕様を決めさせていただくが、今回日程が非常にタイトだったことと、業者さんを既に呼んでしまっているということで、事務局が立ち会った。担当委員には相談と報告はさせていただいている。4月18日に今年の白子屋台行事が行われたが、コロナということで、他の町では山車は出さなかったが、中町だけは見送り幕のお披露目も兼ねて組み立てだけは行った。漆を塗りたいということで漆の業者さんも来られ、その際に金具を傷つけずに取り外すことができないので、新しい金具に交換したいとのことだったが、金具は当初のものが多かったため交換するのは許可できないと伝えた。地元の方には、漆の件も含めて業者選定をやり直して欲しいと伝えたところ、漆の件は見送り、懸装品の修復を行いたいとのこと。それが今回の話になる。

見送り幕は昨年修復したが、他の懸装品をなおしたいということで、後継者が少なくなる中で今のうちになおしておき、次の後継者の負担にならないよう、負の遺産にならないようにしたいということで、今後全てをなおしていきたいという気持ちがあるようだ。①天水引幕の龍

が3体あり、そのうちの1体の龍が傷んでおり、最初は裏地をとってしまってもいいと思ったが、裏地を外すと刺繍がばらばらになるので、裏地をそのまま残してその上から裏地を貼ることとした。また、金糸・綿糸の綴じなおしを行うこと、残り糸は可能な限り使用し、新しい糸を使用する部分はなるべく控えることとした。綴じなおし不可能で剥がれそうな箇所については網掛けで対応する。龍の目に使用しているガラスの割れは、外れないように処理し、そのまま使用する。乳は傷みが激しいので取り換える。等間隔に配置し、紐については、取り換えは可能とした。②胴幕の裏地は、取りはずさず、新しい裏地をつける。基本は天水引幕と同じ仕様にし、濃淡をつけるために2色の金糸を使用しているようで、一部は金糸を変えている可能性もあるため、いずれにせよ取り除かずそのまま使用することとした。また、金糸の浮きを抑えるためにでんぷん糊を使いたいと業者に言われたが、それでいいか不明なので現在保留。③出羽幕・中水引幕について、始めに出羽幕について、擦れてしまった下の部分だけかなり損傷が激しかったため、羅紗で裾をおさえる。中水引幕は、若干刺繍の欠落があり、現状維持でこのままとも考えたが、場所が小さく、地元の意向は復元したということで、復元も可にしようと思っている。また周辺に黒羅紗が一部のこっているところがあったので、本来周囲は黒かったと思われるが、復元すると現状と趣が変わってしまうことを話し、今のイメージの方がいいということで、現状維持とした。④地隠し幕、経年の使用による染みが多く洗いに出してもそれほど改善されないと考えられる。木箱に安政2年の墨書あり、消耗品として使うと割り切り、江戸時代のもものは保存しておいて、実際には新調のものを使用する。2通り見積依頼し金額はまだ出ていないが、高額になってくると思うのでおそらく補助金を使う方向になるかと思う。

委員：指定のため、現状維持が原則。

< 6 その他 (3) コロナ禍における伝統行事等の支援について (別紙 11) >

事務局：コロナ禍で密を避けるため、伝統行事の中断が余儀なくされている。無形民俗文化財が一番影響を受けている。文化庁でも無形民俗に対して、補助メニューを新たに設定された。これを使用できるので、文化財課から所有者へ紹介させていただいた。金額の問題、文化財の補助だと会計監査が厳しくなるので、裏面の民間助成補助で検討したいとのこと。

< 6 その他 （４）教倫堂跡の現状変更について（別紙 12） >

事務局：三重県立神戸高等学校は、創立 100 周年記念事業（実質コロナで 2 年遅れ）で校内の庭園整備を行い、その一環として、教倫堂跡の碑の隣に生えている本校シンボルツリーのクスノキの生育環境を整える工事を行う。シンボルツリーが根っこをはりめぐらせており、圧迫されたクスノキの根を再生させるため、背の低い碑を移動することとなった。

会 長：議事はこれで終了。

事務局：連絡。次回は来年 3 月初め頃予定。